

ETV の ISO 化に関する国際動向

1 . ISO 化の動向

環境技術実証事業（ETV）に係る提案書（NWIP）が 10 月 16 日に ISO 事務局により正式に受理され、ISO の Technical Committee207 の Sub Committee4（SC4）にて ISO-ETV が検討されることとなっている。

90 日間の投票期間が設定されており、2013 年 2 月 8 日が締め切りとなっており、投票者の過半数の賛成が必要である（50 前後の参加国があり、各国 1 票を有する）。投票の過半数が賛同した後、ワーキンググループ（WG）の設置が行われる。

WG は各国から推薦される専門家から構成され、ISO-ETV の基準の検討が行われる予定である。カナダは同 WG の主査（Conveyer）になる表明をしている。回覧されている文書は、以下の通り。

- 1)ISO/TC207 on Environmental Management Chair’s Advisory Group Portfolio Task New Work Item Proposal Assessment
- 2)Portfolio Task Force Evaluation One paper
- 3)Annex A（Illustrative design specification of proposed ISO/ETV standard）

2 . 国内の対応

上記にともない、SC4 メンバー国に対し、検討の賛否に係る意見照会が 1 1 月 8 日に、ISO 事務局から経済産業省（国内事務局は、産業環境管理協会）に対して行われている（意見提出の締切は 2 月 8 日）。さらに、産業環境管理協会より、事業を所管している環境省に対して意見照会が行われている。

意見照会の流れは、SC4 に係る国内委員会のメンバー（委員長は日立製作所の田島氏）に対して、意見聴取経済産業省に報告し、日本工業標準調査会（J I S C）で最終決定を行いその結果を産業環境管理協会が ISO に対して電子投票を行う。

産業環境管理協会からは、国内メンバーの意見招集へのインプットを行うため、当事業で培った知見、本小委員会における検討結果に関する提供依頼がなされている。

3 . その他国際動向

- ・韓国からの共同・協調実証の実施の提案（予算取得済み）
- ・カナダから同様の提案

参考 「ISO 規格の制定手順」

日本工業標準調査会 HP より抜粋 (<http://www.jisc.go.jp/international/iso-prcs.html>)

ISO規格は通常次の6つの段階を踏んで作成され、36ヶ月以内に国際規格の最終案がまとめられることとなっています。

(1)新作業項目(NP)の提案

- 各国加盟機関、TC(専門委員会)/SC(分科委員会)の幹事などが新たな規格の策定、現行規格の改定を提案
- 中央事務局は各国に提案に賛成か反対かを3ヶ月以内に投票するよう依頼
- 投票結果が次を満たす時に提案は承認
 - 投票したTC/SCのP(積極的参加)メンバーの過半数が賛成すること
 - 5ヶ国以上のPメンバーが審議に参加すること

(2)作業原案(WD)の作成

- 第一次WDの入手(登録時に原案がない場合、登録から6ヶ月以内)
- 提案の承認後、TC/SCのWG(作業グループ)においてWDの策定に当たる専門家をTC/SCの幹事がPメンバーと協議して任命
- 幹事より任命された専門家はWGにおいてWDを検討作成
- その上で、専門家はNP提案承認後6ヶ月以内にTC/SCにWDを提出
- 委員会はこの最終作業原案をPASとして発行可能(登録から12ヶ月以内)

(3)委員会原案(CD)の作成

- WDはCD案として登録されTC/SCのPメンバーに意見照会のため回付
- Pメンバーの意見を踏まえ幹事を中心にCD案を検討、必要に応じて修正
- 総会でのコンセンサス又は、Pメンバーの投票にかけて2/3以上の賛成を得た場合にCDが成立
- その上で、CDは国際規格原案(DIS)として登録
- 委員会は技術的問題が解決できない場合、TSとして発行可能

(4)国際規格原案(DIS)の照会及び策定

- 登録されたDISはTC/SCメンバーだけでなく全てのメンバー国に投票のため回付(投票期間5ヶ月間)(登録から24ヶ月以内)
- DISは次を満たす時に承認

- 投票した TC/SC の P メンバーの 2/3 以上が賛成、かつ
- 反対が投票総数の 1/4 以下 (DIS が否決された場合、TC/SC の幹事が中心となり DIS を修正し再投票)
- 反対票が投じられなかった場合は、直接発行を進める。
- その上で、DIS は最終国際規格案 (FDIS) として登録

(5) 最終国際規格案 (FDIS) の策定

- 中央事務局が登録された FDIS を全てのメンバー国に投票のため回付 (投票期間 2 ヶ月。この段階で規格内容の修正は認められず。) (登録から 33 ヶ月以内)
- FDIS は次を満たす時に承認され国際規格として成立
 - 投票した TC/SC の P メンバーの 2/3 以上が賛成
 - 反対が投票総数の 1/4 以下
- FDIS が承認されなかった場合
 - 修正原案を CD、DIS、FDIS に再提出
 - TS を発行する
 - プロジェクトを取り消す

(6) 国際規格の発行

- FDIS の承認後、正式に国際規格として発行されます (発行期限は NP 提案承認から 36 ヶ月以内)。

なお、ISO は技術革新のスピード・アップに対応して時宜を得た国際規格策定を行うために、迅速手続 (Fast-track procedure) 制度を導入しています。

迅速手続では、各国で一定の実績のある規格が、TC/SC メンバー又は ISO と提携関係にある国際的標準化機関 (ECMA (欧州コンピュータ工業会)、ITU 等) から ISO 事務総長に国際規格提案された場合、(1) を実施し条件が満たされれば、(2)、(3) の作業手続を省いて DIS 登録されることとなります。

ISO 刊行物の制定手順

プロジェクト 段階	通常の手順	提案とともに提出された原案	迅速法による 手順	技術仕様書(TS)	技術報告書 (TR)	一般公開 仕様書
提案段階	提案の受理	提案の受理	提案の受理	提案の受理		提案の受理
作成段階	作業原案の 作成	WGに よる原案(1)		原案の作成		一般公開仕様 書(PAS)原案の 承認
委員会段階	CDの開発 及び受理	CDの原案 及び受理(1)		原案の受理	原案の受理	
照会段階	照会原案の 開発 及び受理	照会原案の 開発 及び受理	照会原案の 受理			
承認段階	FDISの 承認(2)	FDISの 承認(2)	FDISの 承認(2)			
発行段階	国際規格の 発行	国際規格の 発行	国際規格の 発行	技術仕様書 (TS)の発行	技術報告 書(TR)の 発行	一般公開仕様 書(PAS)の発行
<p>点線で囲まれた円内のイタリック体の段階は省略してもよい。</p> <p>(1) 新業務項目案に関する投票結果に従って、作成段階と委員会段階をともに省略してもよい。</p> <p>(2) 照会原案が反対票なしで承認された場合は、省略してもよい。</p>						